

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により指宿市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を令和3年7月16日から1月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

令和3年7月16日

鹿児島県知事 塩田康一

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー指宿店

指宿市湊一丁目10番17号

2 意見の対象となった届出及び届出年月日

法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出

令和2年11月30日

3 意見の概要

(1) 指宿市長

ア 今回の変更にあたり、作業等を行う際は、騒音規制法、振動規制法等の法令を遵守し、周辺への影響についても十分に配慮すること。

イ 特に、荷さばきを行う時間帯が24時間に変更されていることから、深夜から早朝の作業については、騒音や振動等に十分、留意すること。

ウ 近隣住民から、市へ騒音等に対する要望があることから、これらの解決に尽力すること。

(2) 指宿市に居住する者

ア 積み降ろし場所を変更していただきたい。

イ 積み降ろしや台車の移動は、丁寧に行うことを定期的に周知する。

ウ 出入口の開閉音について、対策を講じていただきたい。

エ スピーカーから流れてくる営業宣伝やアナウンス音量の低減、及びスピーカーの配置位置の見直しを行っていただきたい。